◎宝山ホール利用申請手続きについて

☆ 利用日の属する月の１年前の同月の１日（１月は６日） １０時より
予約抽選会実施

【返還】　　【手続・利用料金納入】

許可申請受付期間

① 予約後**１週間以内**に申請書提出

※申請書の提出がなければ予約取消

利用許可後、許可書と請求書を送付

② 利用許可後**１５日以内**に
基本利用料一部金２万円の納入

（２万円納入後）

③の金額を返還
※２万円返還なし

※基本利用料一部金の納入がなければ
利用許可取消

③ 基本利用料から２万円を差し引いた残額を
催物実施日より６ヶ月前までに納入

※基本利用料残金の納入がなければ
利用許可取消

（６ヶ月前）

基本利用料金の
７０％返還

※基本利用料金
＝②＋③

※基本利用料の30%が
２万円に満たない場合
は、２万円とする。

※催物実施日より１０日前までは
利用申請可。
但し１０日前までに基本利用料金の納入

（３ヶ月前）

基本利用料金の
３０％返還

（１ヶ月前）

返還金なし

※利用許可申請に変更があれば
利用許可変更許可申請書を提出
（実施日に調整）

（１０日前）

♪　催　物　実　施　日　♪